

## 【補助金に関するQ&A】

### 共通

Q 1 : 令和2年の3月に工事請負契約を締結し、工事には着手していませんが、補助の対象になりますか？

A 1 : 工事請負契約を4月1日よりも前に締結したものは、補助の対象になりません。市は、県が実施する「島根県太陽光発電等導入支援事業補助金交付要綱」に基づきこの補助事業を実施しています。県から市への交付決定日（令和2年4月1日）よりも前に工事請負契約をしたものは、県補助金の対象とならず、市の補助金の対象になりません。

### 太陽光発電設備

Q 2 : 以前に出雲市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を受けています。

今回、設備の最大出力10kW未満の範囲内で太陽光発電設備を増設する計画ですが、補助の対象になりますか？

A 2 : 設備全体の最大出力が10kW未満であれば、過去に補助金の交付を受けていても補助対象になります。ただし、出雲市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を受けて設置した設備の一部を廃棄する場合などは、財産の処分に関する承認書の提出が必要な場合がありますのでご注意ください。

Q 3 : 住宅用太陽光発電設備の事業計画書「補助対象経費」には何が含まれますか？

A 3 : 「太陽電池モジュール」、「架台」、「インバータ」、「保護装置」、「接続箱」、「直流側開閉器」、「交流側開閉器」、「配線・配線器具の購入・据付」、「設置工事に係る費用」、「余剰電力販売用電力量計」が補助対象経費になります。  
！モニター代は補助対象経費に含まれませんのでご注意ください。

Q 4 : 住宅の敷地内にあるカーポート（屋根と柱だけの簡便な車庫）の屋根や敷地内の屋根以外の空きスペースに架台を設置し、太陽光発電設備を設置した場合は補助の対象になりますか？

A 4 : 住宅の敷地内に設置した発電設備で発電した電力が、住宅の分電盤を経由する1電力受給契約（1連系）となっている場合は補助の対象となります。

### 蓄電池設備


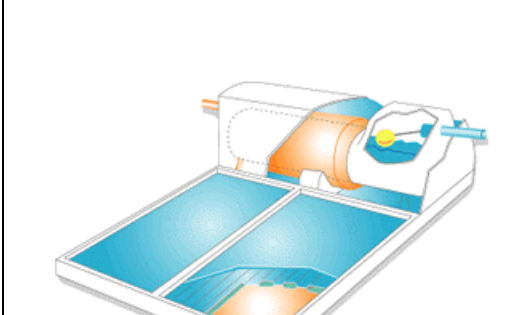
Q 5 : 既存の住宅用太陽光発電設備により発生した電気を蓄える蓄電池設備を設置しました。今回は太陽光発電設備は追加設置しませんが、蓄電池設備の補助を受けることはできますか。

A 5 : 補助の要件を満たした住宅用太陽光発電設備の設置又は増設と同時に蓄電池設備を設置する場合のみ補助対象となります。

### 太陽熱利用設備（ソーラーシステム）

Q 6 : ソーラーシステムとはどのようなものですか？

A 6 : 集熱器と貯湯部分が離れているもので、太陽熱を給湯や冷暖房等に利用します。集熱器を屋根に乗せ、蓄熱槽（貯湯部分）を地上に設置するのが一般的です。

<p>○ ソーラーシステムは補助の対象です。</p>  <p>&lt;出典：一般財団法人新エネルギー財団&gt;</p>	<p>× 太陽熱温水器は補助の対象になりません。</p>  <p>&lt;出典：一般社団法人ソーラーシステム振興協会&gt;</p>
---	--

ソーラーシステムについて、一般社団法人ソーラーシステム振興協会のホームページで詳しく紹介されています。

<http://www.ssda.or.jp/>

Q 7 : 灯油や都市ガスを補助熱源とするソーラーシステムは、補助の対象になりますか？

A 7 : 補助熱源機器が灯油や都市ガス等の化石燃料を使用する場合も補助の対象になりません。

補助ボイラ（補助熱源機器）が別に設置され、工事費を明確に区分できる場合は、補助熱源機器に係る工事費は補助対象から除外します。（貯湯部分に補助熱源機器が内蔵されているなど、費用の分離が不可能な場合は、貯湯部分として補助対象としません。）

Q 8 : 今使っている、ガス給湯器や電気温水器にソーラーシステム（太陽熱利用設備）を付け加える場合も補助の対象になりますか？

A 8 : 補助の対象になります。

Q 9 : 太陽光発電設備とソーラーシステムを併設した場合、それぞれ補助の対象になりますか？

A 9 : 住宅用太陽光発電又は太陽熱利用設備（ソーラーシステム）それぞれの補助金の交付要件を満たせば、それぞれの補助の対象になります。また、太陽光発電併用型のソーラーシステムについては、住宅用太陽光発電設備とソーラーシステムの工事費用を明確に区分でき、それぞれの補助金の交付要件を満たせば、補助の対象になります。

Q 10 : ソーラーシステム（太陽熱利用）のリモコンは補助の対象になりますか？

A 10 : リモコンについては、温度調節を行うためのものでシステムに附属するものは対象とします。オプション（例えば、台所からも操作できるように別売りされるものを追加購入する場合など）は補助の対象外です。

#### **林地残材の集積装置**

Q 11 : 林地残材の集積装置でロープのみ、滑車のみ等の単体の器具の購入が対象外ですが、ロープと滑車をセットで購入する場合は補助の対象ですか？

A 11 : 搬出のためにセットで購入する場合は対象となります。

Q 12 : 林地残材の集積装置でアルミブリッジは補助の対象になりますか？

A 12 : アルミブリッジは汎用性の高いものであり、林地残材の集積意外にも用途が様々であり、補助の対象外とします。

Q 13 : 運搬に使用する車両等が補助対象外となっていますが、対象外の車両とはどのようなものがありますか？

A 13 : 林内作業車、軽トラック、モノレール等です。